

○宇都宮市公園条例施行規則

昭和38年4月1日

規則第15号

改正 昭和38年10月第45号

昭和39年6月第32号

昭和40年6月第24号

昭和40年12月第47号

昭和41年4月第9号

昭和41年9月第36号

昭和42年6月第46号

昭和43年4月第25号

昭和43年9月第55号

昭和44年5月第42号

昭和45年6月第45号

昭和46年3月第16号

昭和47年3月第12号

昭和48年3月第12号

昭和48年4月第28号

昭和50年3月第14号

昭和51年3月第22号

昭和55年9月第62号

昭和56年3月第16号

昭和58年3月第24号

昭和59年6月第32号

昭和59年12月第63号

昭和61年12月第58号

昭和62年12月第62号

平成2年3月第5号

平成3年3月第8号

平成3年6月第31号

平成3年12月第46号

平成4年12月第56号
平成5年12月第36号
平成6年3月第24号
平成7年3月第22号
平成7年12月第27号
平成8年3月第50号
平成8年9月第79号
平成9年3月第26号
平成9年3月第34号
平成9年12月第47号
平成11年3月第34号
平成11年12月第58号
平成14年3月第26号
平成14年9月第49号
平成16年3月第10号
平成16年12月第44号
平成16年12月第48号
平成17年3月第43号
平成17年6月第74号
平成19年3月第19号
平成19年3月第34号
平成19年12月第102号
平成21年3月第23号
平成22年6月第34号
平成23年12月第38号
平成24年3月第7号
平成24年9月第29号
平成26年3月第5号
平成26年3月第8号
平成26年12月第45号
平成27年3月第1号

平成30年6月第25号
平成31年3月第4号
令和元年7月第5号
令和2年4月第38号
令和3年8月第27号
令和4年3月第5号

宇都宮市公園条例施行規則（昭和29年規則第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、宇都宮市公園条例（昭和29年条例第27号。以下「条例」という。）
第42条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（平11規則34・平17規則74・一部改正）

（行為の制限に関する許可）

第2条 公園内の行為の制限の許可（土地の占用を伴う場合を除く。）を受けようとする者は、条例第5条第2項の規定による申請にあつては公園内行為許可申請書を、同条第3項の規定による申請にあつては公園内許可行為変更許可申請書をそれぞれ2部市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請について、許可したときは当該申請書のうち1部に許可印を押印し、不許可にしたときはその旨を記載して、これを当該申請人に交付する。

（昭48規則12・全改，昭59規則32・一部改正）

（休日、開設期間及び使用時間）

第3条 公園有料施設のうち次に掲げるものの休日は、次のとおりとする。

名称		休日
宮原運動公園	野球場・庭球場	水曜日（宮原運動公園の野球場及び庭球場にあつては、5月1日から10月31日までの水曜日を除く。以下この欄において「法」という。）及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日までをいう。以下同じ。）。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下この表において「法」という。）に規定する休日が水曜日に当たるときは、その翌日を休日とする。
鬼怒川緑地運動公園	野球場・ソフトボール場・多目的運動広場	
駒生運動公園	野球場	木曜日（駒生運動公園にあつては、5月1日から10月31日までの木曜日を除く。以下この欄において同

柳田緑地	野球場・サッカー場・ソフトボール場	じ。)及び年末年始。ただし、法に規定する休日が木曜日に当たるときは、その翌日を休日とする。
道場宿緑地	野球場・ソフトボール場	
清原南公園	野球場	月曜日（清原中央公園の野球場及び庭球場にあつては、5月1日から10月31日までの月曜日を除く。以下この欄において同じ。）及び年末年始。ただし、法に規定する休日が月曜日に当たるときは、その翌日を休日とする。
清原中央公園	野球場・体育館・庭球場	
河内総合運動公園	屋内プール・多目的運動広場・陸上競技場	月曜日（7月20日から8月31日までの月曜日を除く。以下この欄において同じ。）及び年末年始（屋内プールにあつては、12月29日から翌年の1月4日まで）。ただし、法に規定する休日が月曜日に当たるときは、その翌日を休日とする。
八幡山公園	展望塔・交通公園	月曜日（法に規定する休日が月曜日に当たるときはその翌日）、法に規定する休日の翌日（土曜日及び日曜日を除く。）及び年末年始
宇都宮城址公園	清明館（和室）	年末年始
みずほの自然の森公園	バーベキューパーク・イベントスペース	年末年始

2 公園有料施設の開設期間及び使用時間は、次のとおりとする。

区分		開設期間	使用時間	
プール	宇都宮駅東公園プール	7月1日から8月31日まで	午前9時から午後5時まで	
	河内総合運動公園屋内プール	通年	次項の日以外の日	午前10時から午後9時まで
			日曜日及び法に規定する休日	午前10時から午後6時まで
サッカー場・ソフトボール場・陸上競技場（屋外施設）		通年	午前9時から午後5時まで	

陸上競技場（屋内施設）		4月10日から11月30日まで	午前9時から午後9時30分まで
		12月1日から4月9日まで	午前9時から午後5時まで
アーチェリー場		通年	午前9時から午後9時まで
野球場・庭球場・多目的運動広場	照明設備を有しないもの	通年	午前9時から午後5時まで
動広場	照明設備を有するもの	4月10日から11月30日まで	午前9時から午後9時30分まで
		12月1日から4月9日まで	午前9時から午後5時まで
体育館		通年	午前9時から午後9時まで
ゴーカート		通年	午前9時から午後4時まで
展望塔		通年	午前9時から午後4時30分まで
清明館（和室）		通年	午前9時から午後9時30分まで
バーベキューパーク		通年	午前10時から午後3時30分まで
イベントスペース		通年	午前9時から午後4時30分まで

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特別な事由があると認めるときは、休日、開設期間若しくは使用時間を変更し、又は臨時に休日以外の日を休日とすることができる。

（昭38規則45・昭39規則32・昭40規則24・昭40規則47・昭41規則9・昭43規則25・昭43規則54・昭44規則42・昭45規則45・昭48規則28・昭50規則14・昭56規則62・昭56規則16・昭58規則24・昭59規則63・昭62規則62・平2規則5・平3規則8・平3規則31・平3規則46・平4規則56・平6規則24・平7規則22・平8規則79・平9規則47・平11規則34・平14規則26・平14規則49・平16規則10・平17規則43・平19規則19・平19規則34・平19規則102・平21規則23・平22規則34・平24規則7・平24規則29・平30規則25・令2規則38・一部改正）

（公園施設の設置等の許可）

第4条 条例第7条の2の規定により、公園施設を設け、又は管理しようとする者は、公園施設設置許可申請書又は公園施設管理許可申請書に当該施設の設計書、仕様書及び設計図を添付して市長に提出しなければならない。

2 条例第7条の2の許可を受けた事項を変更しようとする者は、公園施設設置・管理変更

許可申請書を市長に提出しなければならない。

3 前2項の規定による申請書の提出部数は、各2部とする。ただし、申請書の添付書類については、この限りでない。

4 第2条第2項の規定は、第1項及び第2項の申請について準用する。この場合において、第2条第2項中「前項」とあるのは「第1項及び第2項」と読み替える。

(昭45規則45・追加，昭48規則12・昭59規則32・一部改正)

(使用許可)

第5条 条例第8条の2の規定により公園有料施設（プール（貸切使用の場合を除く。），展望塔及びゴーカートを除く。）を使用しようとする者は、別表第1に掲げる区分に従い、定められた期間内に、公園有料施設使用許可申請書を2部市長に提出しなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の申請について準用する。

3 使用者は、当該施設の係員に前項の許可書を提示し、その指示に従わなければならない。

(昭38規則45・昭39規則32・昭43規則55・昭44規則42・一部改正，昭45規則45・

旧第4条繰下・一部改正，昭48規則12・昭55規則62・昭59規則32・平3規則46・

平11規則58・平17規則74・一部改正)

(回数券の発行)

第5条の2 市長は、条例第9条の2第5項の規定により次の公園有料施設（個人使用の場合に限る。）を使用できる回数券を発行するものとする。

(1) 清原体育館

(2) プール（河内総合運動公園屋内プールを除く。）

(3) ゴーカート

2 前項の回数券を購入しようとする者は、次の表の該当する金額を料金として納付しなければならない。

区分		金額
清原体育館（トレーニング室を除く。）	一般	6枚つづり1冊 2,150円
	中学生以下	6枚つづり1冊 1,050円
清原体育館トレーニング室		6枚つづり1冊 1,570円
プール（河内総合運動公園屋内プールを除く。）	一般	6枚つづり1冊 1,730円
	中学生以下	6枚つづり1冊 840円
ゴーカート		11枚つづり1冊 1,400円

3 前項の規定により納付された料金は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(平3規則46・追加, 平5規則36・平6規則24・平7規則22・平7規則27・平9規則34・平11規則58・平16規則10・平16規則44・平19規則19・平19規則102・平23規則38・平26規則5・平26規則45・令4規則5・一部改正)

(定期券)

第5条の3 市長は、条例第9条の2第5項の規定により次の公園有料施設を使用できる定期券を発行するものとし、定期券を使用できる期間は、第3条第2項の表に規定する当該施設の開設期間とする。ただし、河内総合運動公園屋内プールの定期券の有効期間については、1年間とする。

(1) 宇都宮駅東公園プール

(2) 河内総合運動公園屋内プール

2 前項の定期券を購入しようとする者は、次の表の該当する金額を料金として納付しなければならない。

区分	金額
宇都宮駅東公園プール	一般用1人につき 6,930円 中学生以下用1人につき 3,360円
河内総合運動公園屋内プール	一般用1人につき 30,600円 中学生以下又は65歳以上用1人につき 15,000円

3 前条第3項の規定は、定期券について準用する。

(平7規則27・追加, 平9規則34・平16規則44・平19規則19・平24規則7・平26規則5・平26規則45・一部改正)

(使用券購入カード)

第5条の4 市長は、条例第9条の2第5項の規定により河内総合運動公園屋内プール（個人使用の場合に限る。）を使用できる使用券購入カードを発行するものとする。

2 前項の使用券購入カードを購入しようとする者は、次の表の該当する金額を料金として納付しなければならない。

区分	金額
河内総合運動公園屋内プール	5,500円分1枚 5,000円

3,300円分1枚 3,000円

3 第5条の2第3項の規定は、使用券購入カードについて準用する。

(平19規則19・追加, 平26規則45・一部改正)

(使用券)

第6条 プール(貸切使用の場合を除く。), 展望塔及び交通公園を使用しようとする者は、使用券の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により交通公園のゴーカートを使用することができる者は、小学校3年以上義務教育終了までの児童及び生徒とする。ただし、小学校2年以下の児童であつても、市長が適当と認める付添人と同乗する場合は、この限りでない。

(昭39規則32・全改, 昭43規則55・昭44規則42・一部改正, 昭45規則45・旧第5条繰下・一部改正, 昭48規則12・昭55規則62・昭59規則32・平3規則46・平7規則22・平8規則50・一部改正)

(広告施設の使用料の額)

第6条の2 条例別表第1の13の項第2号の表の広告施設に係る使用料の額は、別表第2のとおりとする。

(昭62規則62・追加, 平3規則46・平7規則22・平11規則58・平19規則102・平30規則25・一部改正)

(附属設備の使用料)

第6条の3 条例別表第1備考第11項に規定する附属設備の使用料の額は、別表第3のとおりとする。

(平7規則27・追加, 平11規則58・平17規則74・一部改正)

(使用料の還付)

第7条 条例第10条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 使用者の責任によらない理由で使用できなかつたとき、又は使用以前に使用許可の取消し若しくは変更の申立により、市長が特別の理由があると認めたときは、全額を還付する。
- (2) 使用者の責任によらない理由で使用を中止し、停止し又は使用許可を取消したときは、その停止期間若しくは取消の日以後の残余日数に相当する金額又は使用時間が2分の1以内で中止した場合に限り、既納使用料の2分の1に相当する金額を還付する。

(昭45規則45・旧第8条繰上)

(占有の許可)

第8条 条例第13条第1項(条例第5条第2項後段の場合を含む。)の規定による公園内の土地(以下「土地」という。)の占有許可申請は、占有許可申請書によるものとし、同条の規定による変更許可申請は、占有変更許可申請書によるものとする。

2 前項の申請書は、各2部提出するものとし、そのうちの1部に当該土地の位置図その他市長が指示する書面を添付しなければならない。

3 第2条第2項の規定は、第1項の申請について準用する。

(昭48規則12・全改, 昭59規則32・一部改正)

(行為の承認)

第9条 条例第18条の規定により行為の承認を受けようとする者は、それぞれ工作物の建設増築模様替許可申請書又は工作物質権抵当権所有権移転許可申請書に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 条例第18条第1号の場合 当該土地の位置図並びに設計に関する図面及び仕様書

(2) 条例第18条第2号の場合 当該土地の工作物の位置図及び平面図

2 第2条第2項及び第4条第3項の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、第4条第3項中「各2部」とあるのは「2部」と読み替える。

(昭45規則45・旧第10条繰上, 昭48規則12・昭59規則32・平19規則19・一部改正)

第10条 削除

(昭61規則58)

(占用料の徴収方法)

第11条 条例第16条に規定する占用料は、次の区分により徴収する。

(1) 臨時売店及び仮設工作物の占用料 占有許可の日から占有開始の日の前日までの間に、全額を徴収する。

(2) その他の占有物件の占用料 毎月末日までに翌月分を徴収する。ただし、占有開始の日が占有許可の日の属する月にあるときの当該開始日の属する月分の占用料は、占有許可の際徴収する。

(昭45規則45・旧第12条繰上, 昭61規則58・平3規則46・一部改正)

(承認届出手続)

第12条 条例第20条の規定により、条例の規定に基づいて得た使用又は占有に関する許可を承認しようとする者は、使用占有承継届書を2部市長に提出しなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の申請について準用する。

(昭45規則45・旧第13条繰上, 昭48規則12・昭59規則32・一部改正)

(使用料及び占用料の減免手続)

第13条 条例第21条の規定により使用料又は占用料の全部若しくは一部の免除を受けようとする者は、使用料金占用料金減免許可申請書を2部市長に提出しなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の申請について準用する。

(昭45規則45・旧第14条繰上, 昭48規則12・昭59規則32・一部改正)

(公示の方法)

第13条の2 条例第25条第1項第1号の規定による掲示の場所は、市役所前掲示場とする。

2 条例第25条第2項の規定による保管工作物等一覧簿を備え付ける場所は、都市整備部公園管理課とする。

(平16規則48・追加, 平26規則8・一部改正)

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第14条 条例第34条の規定により指定管理者に公園の管理を行わせる場合における第5条及び第6条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

2 条例第35条第2項の規定により、指定管理者が条例第5条第1項第1号から第4号までに掲げる行為の許可に関する業務を行う場合における第2条の規定の適用については、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

3 条例第37条第9項の規定により指定管理者が利用料金を収受する場合において、第5条の2、第5条の3、第6条の3、第7条及び第13条の規定は、適用しない。

4 前項の場合において、別表第3備考に規定する倍数については、当該倍数を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

5 第3項の場合における第3条の規定の適用については、同条の見出し並びに同条第2項及び第3項中「使用時間」とあるのは「利用時間」とし、第5条の規定の適用については、同条の見出し中「使用許可」とあるのは「利用許可」とし、同条第1項中「貸切使用」とあるのは「貸切利用」と、「使用」とあるのは「利用」と、「公園有料施設使用許可申請書」とあるのは「公園有料施設利用許可申請書」とし、同条第3項中「使用者」とあるのは「利用者」とし、第6条の規定の適用については、同条の見出し中「使用券」とあるのは「利用券」とし、同条第1項中「貸切使用」とあるのは「貸切利用」と、「使用」とあるのは「利用」と、「使用券」とあるのは「利用券」とし、別表第1の規定の適用について

ては、同表中「使用区分」とあるのは「利用区分」と、「全面使用」とあるのは「全面利用」と、「部分使用」とあるのは「部分利用」と、「使用」とあるのは「利用」と、「貸切使用」とあるのは「貸切利用」と、「使用日」とあるのは「利用日」とし、別表第3（備考を含む。）の規定の適用については、同表第1項第17号中「使用」とあるのは「利用」とし、同表備考中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

（平17規則74・全改，平19規則102・平26規則45・一部改正）

（指定管理者による回数券の発行）

第15条 指定管理者は、条例第39条の規定により次の公園有料施設（個人利用の場合に限る。）を利用できる回数券を発行するものとする。

- (1) 清原体育館
- (2) プール（河内総合運動公園屋内プールを除く。）
- (3) ゴーカート

2 前項の回数券による利用料金は、第5条の2第2項の表に定める区分ごとに指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとし、当該回数券を購入しようとする者は、その金額を料金として指定管理者に納付しなければならない。

3 前項の規定により納付された料金は、還付しない。ただし、市長が相当の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

（平17規則74・追加，平19規則19・平26規則45・令4規則5・一部改正）

（指定管理者による定期券の発行）

第16条 指定管理者は条例第39条の規定により次の公園有料施設を利用できる定期券を発行するものとし、定期券を利用できる期間は当該施設の開設期間とする。ただし、河内総合運動公園屋内プールの定期券の有効期間については、1年間とする。

- (1) 宇都宮駅東公園プール
- (2) 河内総合運動公園屋内プール

2 前項の定期券による利用料金は第5条の3第2項の表に定める区分ごとに指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとし、当該定期券を購入しようとする者はその金額を料金として指定管理者に納付しなければならない。

3 前条第3項の規定は、定期券について準用する。

（平17規則74・追加，平19規則19・平24規則7・一部改正）

（指定管理者による使用券購入カードの発行）

第17条 指定管理者は、条例第39条の規定により河内総合運動公園屋内プール（個人利用

の場合に限る。) を利用できる使用券購入カードを発行するものとする。

- 2 前項の使用券購入カードによる利用料金は第5条の4第2項の表に定める区分ごとに指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとし、当該使用券購入カードを購入しようとする者はその金額を料金として指定管理者に納付しなければならない。

- 3 第15条第3項の規定は、使用券購入カードについて準用する。

(平19規則19・追加, 令4規則5・一部改正)

(附属設備の利用料金)

第18条 条例別表第1備考第11項に規定する附属設備の利用料金の額は、別表第3に定める額の範囲内において、施設、区分及び単位ごとに指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

(平17規則74・追加, 平19規則19・旧第17条繰下)

(利用料金の還付)

第19条 条例第40条ただし書の規定による利用料金の還付は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 利用者の責任によらない理由により利用できなかつたとき、又は利用以前に利用許可の取消し若しくは変更の申立により、市長が特別の理由があると認めたときは、全額を還付する。
- (2) 利用者の責任によらない理由により利用を中止し、停止し又は利用許可を取消したときは、その停止期間若しくは取消の日以後の残余日数に相当する金額又は利用時間が2分の1以内で中止した場合に限り、既納の利用料金の2分の1に相当する金額を還付する。

(平17規則74・追加, 平19規則19・旧第18条繰下)

(利用料金の減免手続)

第20条 条例第41条の規定により利用料金の全部又は一部の免除を受けようとする者は、利用料金減免許可申請書を2部指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の申請について、許可したときは当該申請書のうち1部に許可印を押印し、不許可にしたときはその旨を記載して、これを当該申請人に交付する。

(平17規則74・追加, 平19規則19・旧第19条繰下)

(様式)

第21条 条例及びこの規則に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(昭59規則32・追加, 平16規則48・一部改正, 平17規則74・旧第14条の2繰下,

平19規則19・旧第20条繰下)

(補則)

第22条 この規則に定めるもののほか、公園有料施設のうち、体育施設の使用について必要な事項は、別に定める。

(平17規則74・旧第15条繰下、平19規則19・旧第21条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和38年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の宇都宮市公園条例施行規則の規定に基づいて使用若しくは占用の許可を得又は許可の申請を提出してあるものは、この規則の規定に基づいてした許可又は許可の申請とみなす。

(供用の休止)

- 3 宮原運動公園野球場の放送設備及びスコアボードは、別表第3の規定にかかわらず、当分の間、利用に供しない。

(平31規則4・追加、令3規則27・一部改正)

- 4 宇都宮清原球場のシャワーは、別表第3の規定にかかわらず、当分の間、利用に供しない。

(令3規則27・追加)

附 則(昭和38年10月1日規則第45号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和39年6月11日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附 則(昭和40年6月1日規則第24号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和40年6月1日から施行する。

(宇都宮市営水泳場管理規則の廃止)

- 2 宇都宮市営水泳場管理規則(昭和17年規則第219号)は、廃止する。

附 則(昭和40年12月28日規則第47号)

この規則は、昭和41年1月1日から施行する。

附 則（昭和41年4月1日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年9月30日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年6月7日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年4月1日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年9月30日規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年5月7日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行し、第3条第1項及び第4項中遊戯施設に係る休日及び使用時間を改める改正規定並びに様式第3号の改正規定を除き、昭和44年5月5日から適用する。

附 則（昭和45年6月20日規則第45号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に公園有料施設の定期使用許可証の交付を受けている者の当該使用許可証の有効期間は、当該使用許可証に記載してある期間内とする。この場合において、当該有効期間内に照明を使用して庭球コートを使用する場合には、条例に規定する当該使用料を納付しなければならない。

附 則（昭和46年3月25日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年3月28日規則第12号）

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年3月28日規則第12号）

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年4月23日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年3月24日規則第14号）

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月26日規則第22号）

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和51年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際、改正前の宇都宮市公園条例施行規則の規定により発行した公園有料施設の回数券は、改正後の宇都宮市公園条例施行規則の規定により発行した回数券とみなし、この規則施行後も使用することができる。

(様式の調整)

- 3 この規則施行の際、現に存する公園有料施設の使用券は、当分の間調整して使用することができる。

附 則 (昭和55年9月2日規則第62号)

この規則は、宇都宮市公園条例の一部を改正する条例（昭和55年条例第37号）の施行の日から施行する。

(施行日 昭和55年11月23日)

附 則 (昭和56年3月24日規則第16号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、第3条及び様式第5号の改正規定は、宇都宮市公園条例の一部を改正する条例（昭和56年条例第21号）別表第2中体育施設の使用料を改定する改正規定の施行の日から施行する。

(施行日 昭和56年6月1日)

附 則 (昭和58年3月31日規則第24号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年6月1日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年12月21日規則第63号)

この規則中第3条第2項の改正規定は昭和60年4月1日から、第14条の改正規定は公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年12月19日規則第58号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年12月22日規則第62号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定中道場宿緑地に係る部分は同年1月1日から、清原中央公園庭球場に係る部分は同年10月1日から施行する。

附 則（平成 2 年 3 月 23 日規則第 5 号）

この規則は、平成 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 3 月 16 日規則第 8 号）

この規則は、平成 3 年 4 月 22 日から施行する。

附 則（平成 3 年 6 月 20 日規則第 31 号）

この規則は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 12 月 20 日規則第 46 号）抄

1 この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 12 月 1 日規則第 56 号）

この規則は、平成 4 年 12 月 20 日から施行する。

附 則（平成 5 年 12 月 22 日規則第 36 号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 31 日規則第 24 号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 31 日規則第 22 号）

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 12 月 19 日規則第 27 号）

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 29 日規則第 50 号）

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 9 月 27 日規則第 79 号）

この規則は、平成 8 年 10 月 10 日から施行する。ただし、第 14 条の改正規定中「財団法人
宇都宮市体育文化振興公社に」の右に「，うつのみや文化の森の管理を財団法人うつのみや
文化の森に」を加える部分は、うつのみや文化の森の供用開始の告示の日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日規則第 26 号）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日規則第 34 号）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 12 月 1 日規則第 47 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 31 日規則第 34 号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月17日規則第58号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第26号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月30日規則第49号）

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成16年3月25日規則第10号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月27日規則第44号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月27日規則第48号）

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第43号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月24日規則第74号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月5日規則第19号）

この規則は、平成19年3月31日から施行する。

附 則（平成19年3月23日規則第34号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月21日規則第102号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第23号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月29日規則第34号）

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年12月20日規則第38号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日規則第7号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月28日規則第29号）

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日規則第5号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第8号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月18日規則第45号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月6日規則第1号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月28日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月22日規則第4号）

この規則は、平成31年7月20日から施行する。

附 則（令和元年7月3日規則第5号）抄
（施行期日）

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日規則第38号）

この規則は、令和2年5月1日から施行する。

附 則（令和3年8月2日規則第27号）

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和4年3月15日規則第5号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

（平3規則46・追加，平8規則79・平19規則19・平22規則34・平30規則25・一部
改正）

区分	使用区分	申請期間
体育館	全面使用する場合	使用しようとする日（以下「使用日」という。） の属する月の前3月から使用日前7日まで

	部分使用する場合	使用日の属する月の前1月から使用日前7日まで
	個人で使用する場合	使用日の属する月の前1月から使用日まで
野球場・庭球場・ソフトボール場・サッカー場・多目的運動広場		使用日の属する月の前2月から使用日前5日まで
プール・アーチェリー場・陸上競技場	貸切使用する場合	使用日の属する月の前2月から使用日前5日まで

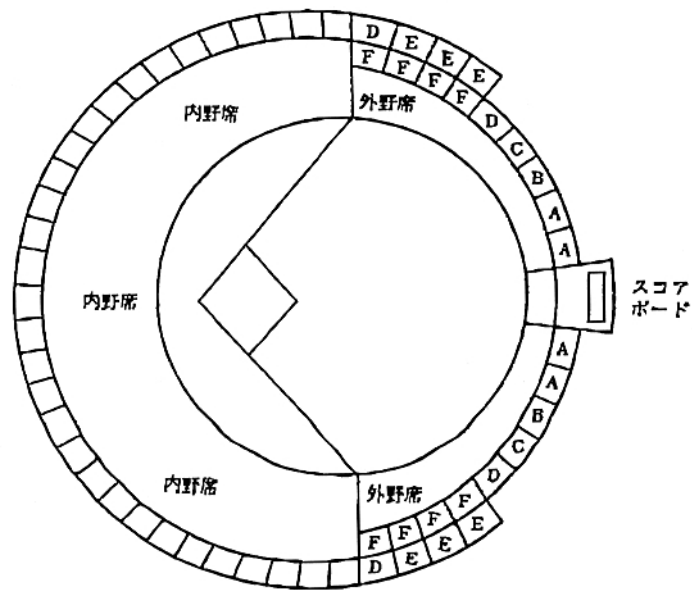
別表第2（第6条の2関係）

（昭62規則62・追加，平3規則46・旧別表，平11規則58・平16規則10・平16規則44・平26規則5・令元規則5・一部改正）

区分	金額
A	1区画につき年額 715,000円
B	1区画につき年額 660,000円
C	1区画につき年額 605,000円
D	1区画につき年額 550,000円
E	1区画につき年額 495,000円
F	1区画につき年額 440,000円

備考

- この表における区分は、それぞれ次の図において区画される広告施設の該当位置に係る金額の区分を表すものとする。
- 広告施設の使用期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもつて計算し、当該期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは日割りをもつて計算する。この場合において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。



別表第3（（第6条の3，第18条関係）

（平11規則58・全改，平16規則10・平16規則44・平17規則74・平19規則19・平19規則102・平22規則34・平24規則29・平26規則5・平27規則1・令元規則5・令2規則38・一部改正）

1 清原体育館

区分	単位	金額
(1) バスケットゴール台（電動油圧式）	1対1時間	260円
(2) バスケットゴール台（前号以外のもの）	1対1時間	100円
(3) バスケットボールオフィシャルセット	1式1時間	100円
(4) バレーボール支柱及びネット	1組1時間	100円
(5) テニス支柱及びネット	1組1時間	100円
(6) バドミントン支柱及びネット	1組1時間	50円
(7) 卓球台，支柱，ネット及び防球ネット	1式1時間	50円
(8) ハンドボールゴール及びネット	1組1時間	150円
(9) ソフトバレーボール支柱及びネット	1組1時間	50円
(10) 体操器具	1種目1時間	100円
(11) 綱引き用ロープ	1本1時間	100円
(12) 電光得点掲示板	1対1時間	260円
(13) 放送設備	1式1時間	260円
(14) 電源のコンセント	1口1回	210円

(15) 移動ステージ	1台1回	100円
(16) シャワー	1機1回	100円
(17) 主競技場照明設備（標準的な照明に加えて照明設備を使用した場合に限る。次号において同じ。）	全灯1時間	3,170円
	2分の1灯1時間	1,630円
	4分の1灯1時間	870円
(18) 副競技場照明設備	全灯1時間	700円
	2分の1灯1時間	370円

2 野球場

区分		単位	金額
宇都宮清原球場	放送設備	1式1時間	430円
	スコアボード	1式1時間	430円
		一部1時間	210円
	バッティングゲージ及び防球ネット	1式1時間	210円
	シャワー	1機1回	100円
	照明設備	全灯1時間	14,830円
		2分の1灯1時間	8,800円
		4分の1灯1時間	5,500円
宮原運動公園野球場	放送設備	1式1時間	310円
	スコアボード	1式1時間	150円
駒生運動公園野球場	照明設備	1面全灯1時間	4,830円

3 庭球場

区分		単位	金額
宮原運動公園庭球場	照明設備	1面1時間	430円
	シャワー	1機1回	100円
清原中央公園庭球場	放送設備	1式1時間	210円
	照明設備	1面1時間	430円

4 河内総合運動公園多目的運動広場

区分	単位	金額
照明設備	全灯1時間	7,130円

	3分の2灯1時間	4,740円
--	----------	--------

5 河内総合運動公園陸上競技場

区分	単位	金額
放送設備	1式1時間	250円
シャワー	1機1回	100円

備考 入場料その他これに類する料金を徴収する場合の附属設備(シャワー及び照明設備を除く。)の使用料の額は、この表に定める金額の2倍の額とする。